

○大府市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、乳児院又は児童養護施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う大府市子育て短期支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する18歳未満の児童であって、保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、失踪、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった者のうち、市長が適当と認めるものとする。

(実施施設)

第4条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、あらかじめ市長が指定した乳児院又は児童養護施設とする。

(利用の期間)

第5条 対象者が事業を利用する期間は、7日以内とする。

(利用の手続)

第6条 事業を利用しようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、利用を希望する日の前日までに子育て短期支援利用申請書兼手数料減免申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が第9条の減免（この条及び次条において「減免」という。）を受けようとするときは、申請書にその旨を記載し、減免の対象となることを証する書類を添付しなければならない。ただし、申請者が減免の対象となることを市において確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、速やかに利用の要件、世帯の状態、利用しようとする期間及び実施施設の収容能力を調査し、事業の利用の可否を子育て短期支援利用決定通知書（第2号様式。以下「利用決定通知書」という。）又は子育て短期支援利用却下通知書（第3号様式）により、減免の可否を子育て短期支援利用手数料減免決定通知書（第4号様式）又は子育て短期支援利用手数料減免却下通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、事業の利用を決定したときは、実施施設に対し、子育て短期支援事業依頼書（第6号様式）により通知するものとする。

(利用の手続の特例)

第7条 申請者は、緊急を要するため前条第1項の規定による事業の利用の手続をすることが困難なときは、口頭により事業の利用及び減免を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、即時に利用が必要と認めるときは、前条第3項の規定による調査を行い、事業の利用の可否及び減免の可否を決定し、口頭により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により事業の利用を決定したときは、申請者は、速やかに申請書を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申請書の提出があったときは、市長は速やかに、利用決定通知書により申請者に通知するものとする。

(手数料)

第8条 第6条第2項又は前条第2項の規定により事業の利用の決定を受けた申請者は、大府市手数料条例(昭和45年大府市条例第49号。以下「条例」という。)別表15に規定する子育て短期支援手数料(以下「手数料」という。)を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(手数料の減免)

第9条 条例第6条第3号の規定に基づく手数料の減免については、別表第1のとおりとする。

(利用決定の取消し)

第10条 申請者は、事業の利用期間満了前に事業の利用の要件がなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、子育て短期支援利用解除通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び費用の負担)

第11条 実施施設は、対象者による事業の利用の終了後10日以内に、子育て短期支援事業実績報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、事業の実施のために必要な経費として、別表第2に規定する金額を実施施設に支払うものとする。

(送迎)

第12条 対象者が事業を利用する際の送迎は、原則として申請者等が行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区分	対象者	減免額
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である場合又は母子家庭世帯、父子家庭世帯若しくは養育者家庭世帯であって、施設を利用する月の属する年度（当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯である場合	(1) 2歳未満の者又は2歳以上18歳未満の者で慢性疾患のもの	5,350円
	(2) 2歳以上18歳未満の者（慢性疾患の者を除く。）	2,750円
2 施設を利用する月の属する年度（当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯又は母子家庭世帯、父子家庭世帯若しくは養育者家庭世帯である場合（前項に該当する場合を除く。）	(1) 2歳未満の者又は2歳以上18歳未満の者で慢性疾患のもの	4,250円
	(2) 2歳以上18歳未満の者（慢性疾患の者を除く。）	1,750円

別表第2（第11条関係）

対象者の区分	事業単価
1 2歳未満の者又は2歳以上18歳未満の者で慢性疾患のもの	1日あたり 10,700円
2 2歳以上18歳未満の者（慢性疾患の者を除く。）	1日あたり 5,500円